令和８年

名和Ａ地区　ごみ収集日程表

（坪田1区・坪田2区・坪田3区・東谷・門前・梶原・旧奈和・新坪田）

４月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2 可燃ごみ	3	4
5	6 可燃ごみ	7 不燃ごみ 新聞・雑誌	8	9 可燃ごみ	10 ペットボトル 発泡スチロール	11
12	13 可燃ごみ	14 缶・びん ダンボール・紙パック	15	16 可燃ごみ	17	18
19	20 可燃ごみ	21 不燃ごみ 新聞・雑誌	22	23 可燃ごみ	24	25
26	27 可燃ごみ	28 ダンボール・紙パック 不燃粗大ごみ	29　昭和の日	30 可燃ごみ		

【古紙の回収】
・新聞・雑誌の日
・ダンボール・紙パックの日
に分かれます。

５月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3　憲法記念日	4　みどりの日 可燃ごみ	5　こどもの日	6　振替休日	7 可燃ごみ	8 ペットボトル 発泡スチロール	9
10	11 可燃ごみ	12 不燃ごみ、缶・びん 新聞・雑誌 ダンボール・紙パック	13	14 可燃ごみ	15	16
17	18 可燃ごみ	19 不燃ごみ 新聞・雑誌	20	21 可燃ごみ	22	23
24 31	25 可燃ごみ	26 ダンボール・紙パック	27	28 可燃ごみ 蛍光管・電池	29	30

６月

日	月	火	水	木	金	土
	1 可燃ごみ	2 不燃ごみ 新聞・雑誌	3	4 可燃ごみ	5	6
7	8 可燃ごみ	9 缶・びん ダンボール・紙パック	10	11 可燃ごみ	12 ペットボトル 発泡スチロール	13
14	15 可燃ごみ	16 不燃ごみ 新聞・雑誌	17	18 可燃ごみ	19	20
21 混合粗大ごみ受入 名和クリーンセンター 9時～12時・13時～15時	22 可燃ごみ	23 ダンボール・紙パック 不燃粗大ごみ	24	25 可燃ごみ	26	27
28	29 可燃ごみ	30				

※7～9月は裏面にあります

〈さんあ～る〉
ごみの収集日程
分別方法などを
確認できるアプリ

【Android】

【iOS】

【ごみの出し方の変更点（令和8年4月1日以降）】
●紙製容器包装（食料品や生活用品の紙箱、紙袋、包装紙等）は、雑誌類（古紙類）と一緒にしばって出してください。
●国内大手メーカーのビールびんは、缶・びんとして出してください。
●白色以外の発泡スチロールは、可燃ごみとして出してください。

●午前8時までに、指定された場所に出してください。

【問い合せ先】
住民課　0859－54－5210

令和８年

名和Ａ地区　ごみ収集日程表

（坪田1区・坪田2区・坪田3区・東谷・門前・梶原・旧奈和・新坪田）

7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2 可燃ごみ	3	4
5	6 可燃ごみ	7 不燃ごみ 新聞・雑誌	8	9 可燃ごみ	10 ペットボトル 発泡スチロール	11
12	13 可燃ごみ	14 缶・びん ダンボール・紙パック	15	16 可燃ごみ	17	18
19	20　海の日 可燃ごみ	21 不燃ごみ 新聞・雑誌	22	23 可燃ごみ 蛍光管・電池	24	25
26	27 可燃ごみ	28 ダンボール・紙パック	29	30 可燃ごみ	31	

8月

日	月	火	水	木	金	土
2	3 可燃ごみ	4 不燃ごみ 新聞・雑誌	5	6 可燃ごみ	7	1 8
9	10 可燃ごみ	11　山の日	12 缶・びん ダンボール・紙パック	13 可燃ごみ	14 ペットボトル 発泡スチロール	15
16	17 可燃ごみ	18 不燃ごみ 新聞・雑誌	19	20 可燃ごみ	21	22
23	24 可燃ごみ	25 ダンボール・紙パック 不燃粗大ごみ	26	27 可燃ごみ	28	29
30	31 可燃ごみ					

9月

日	月	火	水	木	金	土
		1 不燃ごみ 新聞・雑誌	2	3 可燃ごみ	4	5
6	7 可燃ごみ	8 缶・びん ダンボール・紙パック	9	10 可燃ごみ	11 ペットボトル 発泡スチロール	12
13	14 可燃ごみ	15 不燃ごみ 新聞・雑誌	16	17 可燃ごみ	18	19
20	21　敬老の日 可燃ごみ	22　国民の休日	23　秋分の日	24 可燃ごみ ダンボール・紙パック 蛍光管・電池	25	26
27	28 可燃ごみ	29	30			

〈さんあ～る〉
ごみの収集日程
分別方法などを
確認できるアプリ

【Android】

【iOS】

【ごみの出し方の変更点（令和8年4月1日以降）】
●紙製容器包装（食料品や生活用品の紙箱、紙袋、包装紙等）は、雑誌類（古紙類）と一緒にしばって出してください。
●国内大手メーカーのビールびんは、缶・びんとして出してください。
●白色以外の発泡スチロールは、可燃ごみとして出してください。

●午前8時までに、指定された場所に出してください。

【問い合せ先】
住民課　0859－54－5210